



別添

消安全第303号
令和2年9月7日

国土交通省住宅局建築指導課長 殿

消費者庁消費者安全課長



窓やベランダからの子どもの転落事故に関する注意喚起について（周知依頼）

平素より、消費者行政の推進に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

消費者庁では、別添のとおり注意喚起「窓やベランダからの子どもの転落事故にご注意ください！一網戸に補助錠を付ける、ベランダに台になる物を置かない等の対策を一」を公表し、子どもの保護者へのアドバイスを発信いたしました。

窓やベランダからの子どもの転落は、夏から秋にかけて、3～4歳の子どもの事故が多く発生しており、2階からの転落でも入院が必要な中等症と診断される例が多く見られます。

つきましては、窓やベランダからの子どもの転落事故を防止するために、貴課の関係団体に対し周知をお願いします。

＜本件問合せ先＞

消費者庁消費者安全課 朝倉、石井、睦門

TEL：03-3507-9137（直通）

令和2年9月4日

窓やベランダからの子どもの転落事故に御注意ください！
一網戸に補助錠を付ける、ベランダに台になる物を置かないなどの対策をー

子どもが住居などの窓やベランダから転落し死亡する事故が多く発生しています。厚生労働省「人口動態調査」、東京消防庁「救急搬送データ」及び医療機関ネットワーク事業の事故情報を消費者庁で分析したところ、

- ◆ 窓を開けたり、ベランダに出る機会が増えたりする **夏頃から転落事故が増加**
- ◆ 子どもの中でも **3～4歳の転落事故が最も多い**
- ◆ **2階からの転落でも入院が必要な中等症と診断されている事例が多い**
- ◆ **窓が開いた部屋で子どもだけで遊んでいて発生する事例が多い**

ことが分かりましたので、注意が必要です。

住居などの窓やベランダから子どもが転落する事故を防止するためのポイント

窓やベランダ周辺環境づくり

- ① 窓やベランダの手すり付近に足場になるようなものを置かないようにしましょう。特に、エアコンの室外機の置き場所は工夫しましょう。
- ② 窓、網戸、ベランダの手すり等に劣化がないかを定期的に点検しましょう。
- ③ 窓を閉めていても、子どもが勝手に窓を開けないよう、窓や網戸には、子どもの手の届かない位置に補助錠を付けましょう。換気をする際も同様です。

子どもの見守り・子どもの教育

- ① 子どもだけを家に残して外出しないようにしましょう。
- ② 窓を開けた部屋やベランダでは子どもだけで遊ばせないようにしましょう。
- ③ 窓枠や出窓に座って遊んだり、窓や網戸に寄りかかったりさせないようにしましょう。

子どもから一瞬たりとも目を離さないことはできず、限界があります。子どもの見守りと合わせて転落事故が起こらない環境づくりを行いましょう！

1. データで見る事故情報

今回、厚生労働省「人口動態調査」¹、東京消防庁「救急搬送データ」²及び医療機関ネットワーク事業³の事故情報を用いて消費者庁で分析を行いました。各データの情報は以下のとおりです。

表 1 使用した情報

情報元	年齢範囲	収集条件		件数	収集期間
厚生労働省 「人口動態調査」	子ども(9歳以下)	建物からの転落	死亡 事故	37 件	平成 26 年～ 平成 30 年
東京消防庁 「救急搬送データ」	子ども(5歳以下)	住宅などの窓やベランダ からの転落 ⁴	救急搬 送人員	70 件	平成 27 年～ 令和元年
医療機関 ネットワーク事業	子ども(14 歳以下)	住宅など2階以上からの 転落	事故 情報	30 件	平成 27 年 7 月～ 令和 2 年 6 月

(1) 転落事故の発生時期について

① 厚生労働省「人口動態調査」死亡事故

厚生労働省「人口動態調査」における平成 26 年から平成 30 年までの 9 歳以下の子どもの建物からの転落による死亡事故のうち、発生時期不明の 1 件を除く 36 件中、「7～8 月」の 13 件が最も多く、次に「5～6 月」の 9 件で、夏に多く発生していることが分かりました（図 1）。

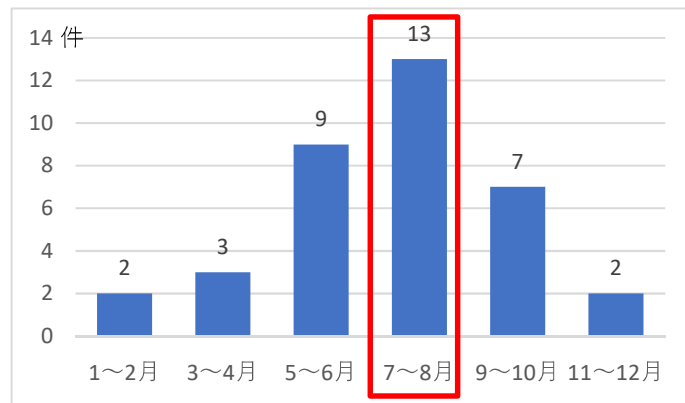


図 1 時期別の死亡件数（n=36）

（人口動態調査）

1 厚生労働省「人口動態調査」平成 26 年から平成 30 年までの情報を基に消費者庁が作成（図 1、4、7）。調査票情報を利用した独自集計をしており、公表数値とは一致しない場合があります。

2 令和元年（平成 31 年を含みます。）中の数値は暫定値です。東京消防庁「救急搬送データ」平成 27 年から令和元年までの情報を基に消費者庁が作成（図 2、5、8）。1 階からの転落を除き、天窓やガラス屋根からの転落を含みます。

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/life/topics/201603/veranda.html>

3 「医療機関ネットワーク事業」は、参画する医療機関（令和 2 年 8 月末時点で 27 機関）から事故情報を収集し、再発防止にいかすことを目的とした、消費者庁と独立行政法人国民生活センターとの共同事業です。件数は平成 27 年 7 月から令和 2 年 6 月までに発生した事故を本注意喚起のために特別に精査したものです（図 3、6、9、10）。

4 東京消防庁では「墜落」が使用されていますが、本資料では「転落」と表記しています。

② 東京消防庁「救急搬送データ」救急搬送人員

子ども（５歳以下）が住居などの窓やベランダから転落し、救急搬送される事故のうち、時期別では、「９月～１０月」が最も多く２１件、次に「５月～６月」が１９件と、初夏と秋頃に多いことが分かります（図２）。

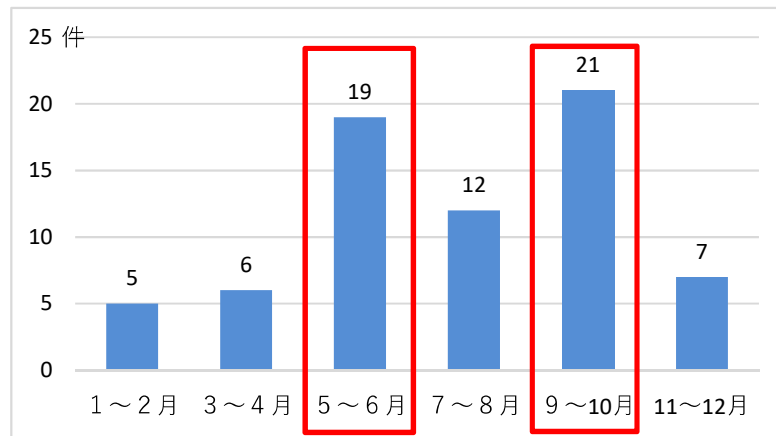


図２ 時期別の救急搬送件数（n=70）

（東京消防庁「救急搬送データ」）

③ 医療機関ネットワーク事業 事故情報

子ども（１４歳以下）が住居などの２階以上の窓やベランダ等から転落する事故のうち、時期別では、「１～２月」は０件でしたが、暖くなる３月から転落事故が増加していました（図３）。

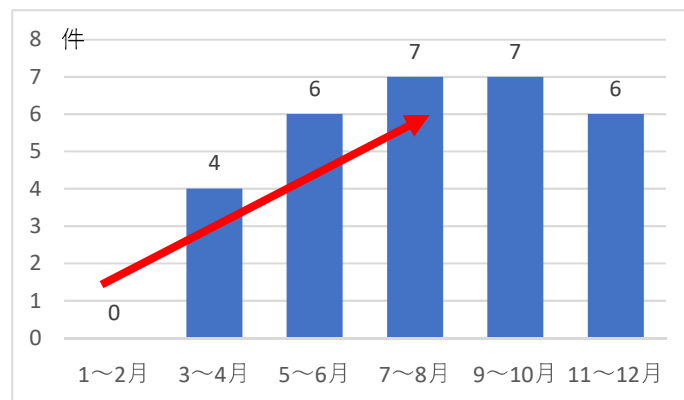


図３ 時期別の事故発生件数（n=30）

（医療機関ネットワーク事業）

以上のことから、転落事故は５月頃から発生が増加しており、救急搬送は「９～１０月」が最も多く、死亡に至った事故は「７～８月」が最も多いことが分かりました。

(2) 転落事故の年齢別・場所別比較

① 厚生労働省「人口動態調査」死亡事故

年齢別に見ると、1～4歳が23件（62%）、5～9歳が14件（38%）で、特に3歳が多いことが分かります（図4）。また、全体ではベランダからの転落が15件、窓からの転落が7件、屋上が2件、不明・その他が13件でした。

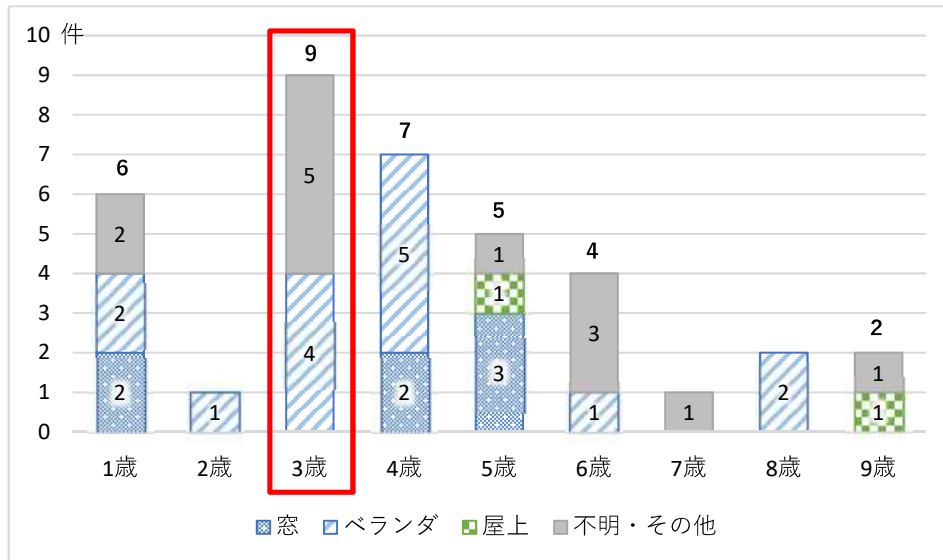


図4 年齢別の建物からの転落による死亡事故件数（n=37）
（人口動態調査）

② 東京消防庁「救急搬送データ」救急搬送人員

窓やベランダから転落し、救急搬送された件数を年齢別に見ると、4歳での事故が多く、全体ではベランダの26件より窓からの転落事故が43件と1.7倍多いことが分かります（図5）。

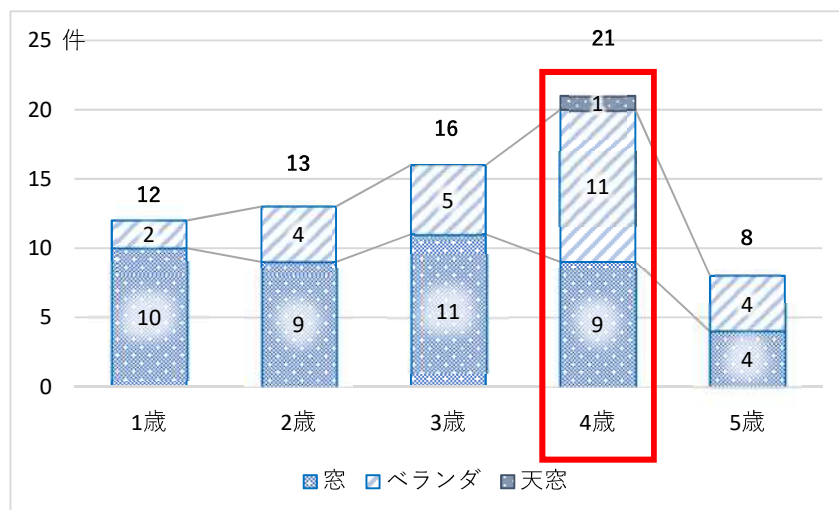


図5 窓やベランダからの転落事故における、年齢別の救急搬送件数（n=70）
（東京消防庁「救急搬送データ」）

③ 医療機関ネットワーク事業 事故情報

年齢別に見ると、特に3歳での事故が多く、全体では窓からの転落事故が20件、ベランダの転落事故は8件でした（図6）。

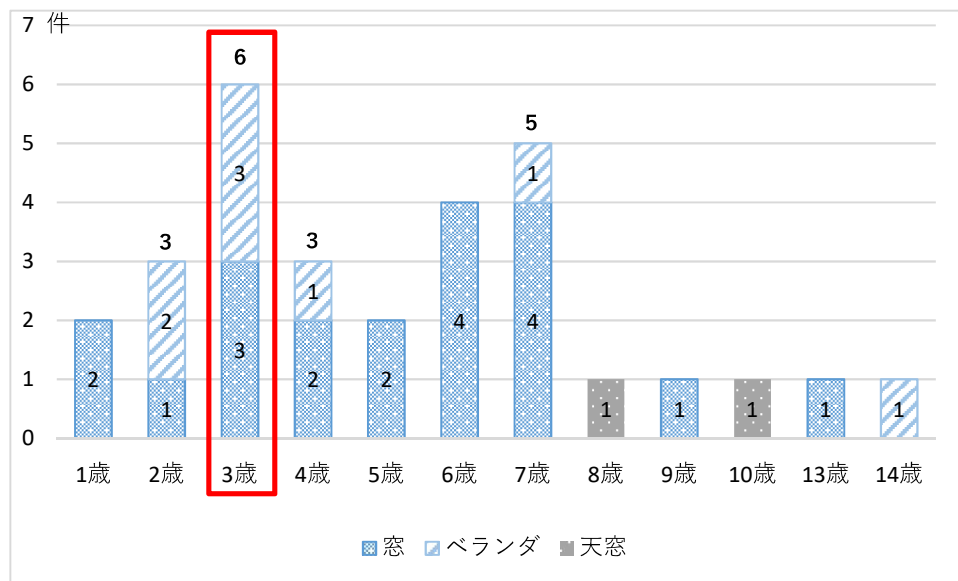


図6 窓やベランダからの転落事故における、年齢別の事故件数（n=30）
（医療機関ネットワーク事業）

以上のことから、転落事故は3～4歳で多く発生していること、転落事故全体としては窓からの転落が多いものの、死亡事故はベランダからの転落が多いことが分かりました。

（3）転落事故の危害の程度と発生階数事故件数の比較

① 厚生労働省「人口動態調査」死亡事故

事故が発生した階数が判明している29件について、件数を示す（図7）。

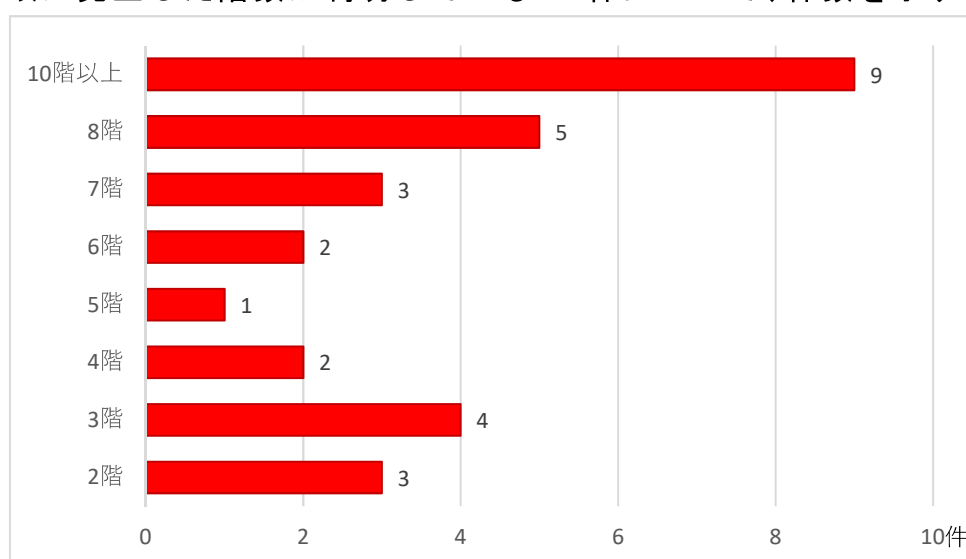


図7 死亡事故が発生した場所の詳細（n=29）
（人口動態調査）

② 東京消防庁「救急搬送データ」救急搬送人員

初診時の診断⁵別では、軽症が10件、中等症が40件、重傷が11件、重篤が9件で、2階からの転落でも入院が必要とされる中等症以上と診断される事故が多く見られます（図8）。

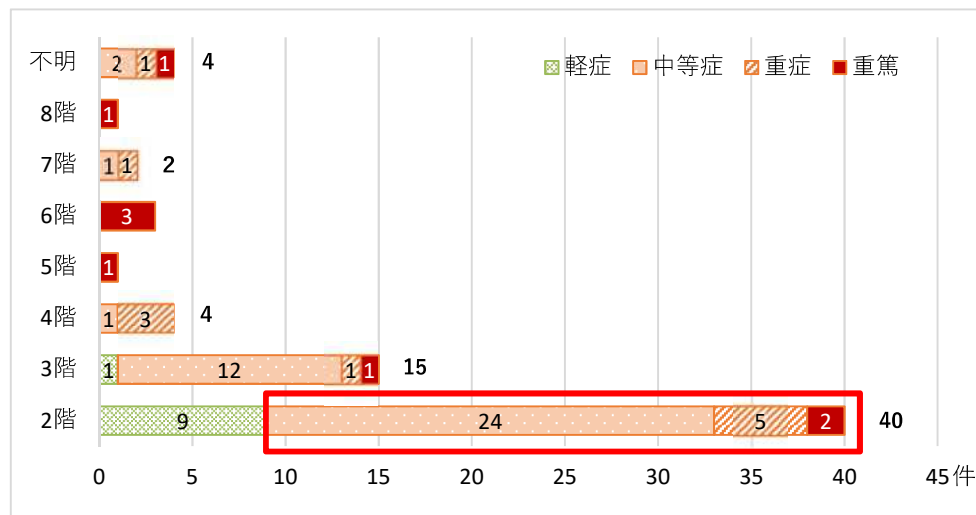


図8 初診時の診断別及び階層別の救急搬送件数（n=70）

（東京消防庁「救急搬送データ」）

③ 医療機関ネットワーク事業 事故情報

危害の程度別⁶と発生階別に見ると、重症が6件、入院又は骨折があったものは16件、2階でも中等症以上の事故が多く発生していました（図9）。

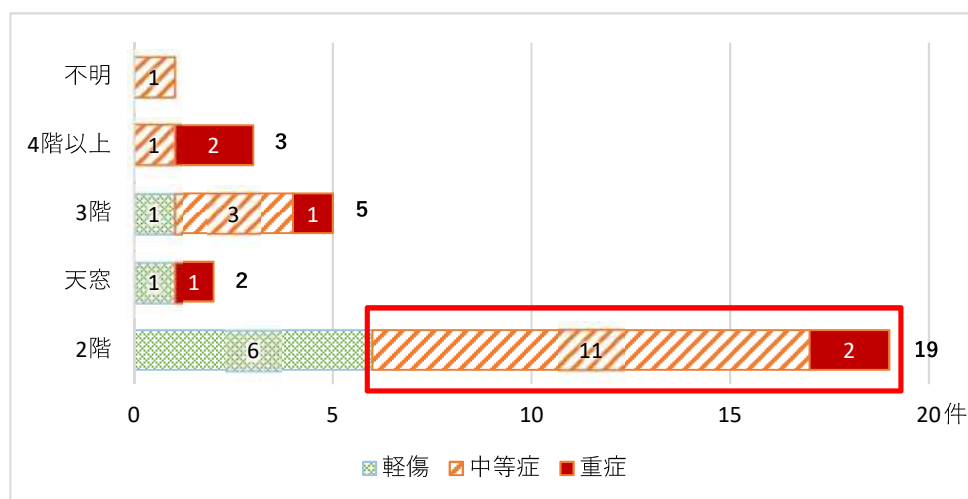


図9 危害の程度別と発生階別の事故報告件数（n=30）

（医療機関ネットワーク事業）

5 医療機関へ搬送した傷病者について、医師の所見に基づき、次のとおり区分されています。
「軽症」：軽易で入院を要しないもの
「中等症」：生命の危険はないが入院を要するもの
「重症」：生命の危険が強いと認められたもの
「重篤」：生命の危険が切迫しているもの
「死亡」：初診時死亡が確認されたもの

6 医療機関ネットワーク事業のデータでは、危害の程度は次のように分類されています。
「軽症」：入院を要さない傷病
「中等症」：生命に危険はないが、入院を要する状態。ただし、入院しなくても骨折や不可逆性のある傷病（切断や失明等）を含む。
「重症」：生命に危険が及ぶ可能性が高い状態

以上のことから、転落事故は階層が上がると重症になりやすいものの、2階でも死亡事故は発生しており、中等症以上の事故が多いことが分かりました。

(4) 医療機関ネットワーク事業で収集された転落事故の事故発生状況及び事故事例

① 転落事故の事故発生状況

事故発生時の状況等を調べたところ、子どもだけで遊んでいるときに発生していることが多く、中でも「窓枠に座る・網戸に寄りかかる」が23%、家具、ダンボール、台などの「足場に登る」が17%、「保護者外出中」が13%、そのほか、「見送り・外を見せていた」、「ものを取ろうとして」等の状況で転落が発生していました（図10）。

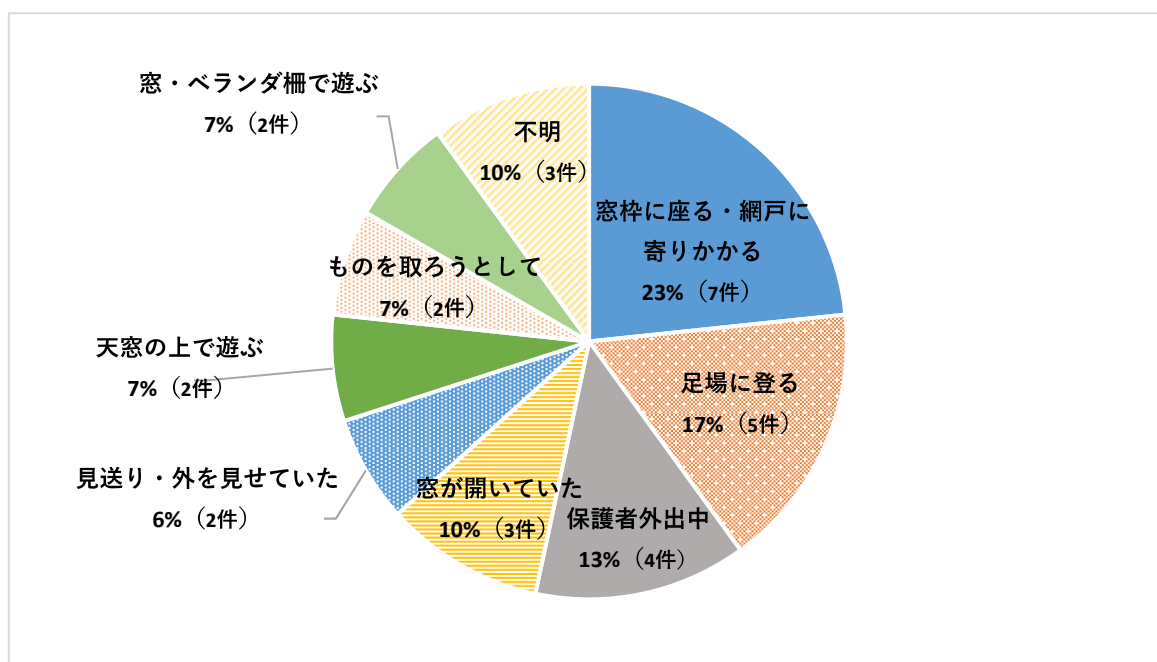


図10 事故発生時の状況（n=30）

（医療機関ネットワーク事業）

② 転落事故の事故事例

【事例 1（保護者は別室にいて子どもだけ、網戸に寄りかかる）】

保護者は3階の部屋を掃除していた。子どものいる寝室の窓を開けて網戸にしていたら、子どもが網戸を背に腰かけて寄りかかり、網戸が外れて墜落。落ちていくところを保護者が目撃。5 m下のコンクリートに落ち、全身打撲、肝損傷の疑いで約2日間の入院。窓は床から 60cm の高さで、窓枠に 10cm 程度の奥行きがあり子どもが座れる状態になっていた。

（事故発生：令和元年 11 月、7 歳、中等症）

【事例 2（足場になるものに登る）】

自宅2階のソファによじ登り、窓から網戸を突き破り3 m下の芝生に網戸ごと転落した。来院時は明らかな外傷は見られなかったが、経過観察のため入院。

（事故発生：平成 27 年 8 月、1 歳、軽症）

【事例 3（保護者は別室にいて子どもだけ、窓が開いていた、足場になるものに登る）】

保護者が1階のキッチンで夕食の支度をしていたところ、庭で大きな音がして、子どもの泣き声が聞こえたため、見に行くと、座って泣いていた。背中に土がついており、2階ベランダから転落したと思われる。全身打撲などの重症を負い、3日間入院。ベランダへの窓は開けて網戸にしていた。高さ 90cm の柵には床から 50cm の位置に飾りがあり、足をかけて登ることができた。

（事故発生：平成 29 年 8 月、4 歳、中等症）

【事例 4（ベランダで見送り）】

家族を見送るために、ベランダ手すりの鉄棒を前回りのときのようにつかまっていたところ、前のめりになって、1階の自転車置き場のコンクリートに落ちた。

（事故発生：平成 27 年 10 月、5 歳、中等症）

【事例 5（店舗天窗の上で遊んでいて、ガラスが割れる）】

店舗屋上の天窗（ピラミッド型の採光窓）の上ではねて遊んでいたところ、天窗のガラスが割れてしまい、約 5 m下の店舗廊下に落下。左側頭骨骨折、左耳介後部裂創、両肺挫傷、右腸骨骨折を受傷。びまん性脳損傷の疑いもあり、集中治療室での経過観察が必要のため入院。

（事故発生：平成 30 年 10 月、8 歳、重症）

2. 保護者の皆様へ、事故防止のためのポイント

窓やベランダからの子どもの転落事故は、子どもが窓枠や出窓に座って遊んでいるときに網戸が外れて転落、ベランダで遊んでいるときに置いていた足場に登って手すりを乗り越えて転落、保護者が1階にいるときに子どもが2階から転落等のケースが見られます。

転落事故は、窓を開けたり、ベランダに出たりする機会の増える初夏と秋に多く見られます。また、3～4歳の子どもは他の年齢と比べ、転落事故が多く注意が必要です。

保護者の皆様は、以下のポイントを参考に、窓やベランダからの子どもの転落事故に注意していただくようお願いします。

今まで、こんなことはありませんでしたか？

(1) 窓やベランダ周辺の環境づくり

① 窓やベランダの手すり付近に足場になるようなものを置かないようにしましょう。特に、エアコンの室外機の置き場所は工夫しましょう。

□ エアコンの室外機は、手すりから離して設置しましょう。

□ 窓の近くにソファ、ベッド、棚などの家具を置いていませんか？（家具に登って窓から転落する場合があります。）

□ ベランダに使わなくなったおもちゃ、ゴミ箱、プランター、水槽等が置いてありませんか？（周りにあるものを踏み台にしてしまいます。物干し台の付属品等も注意が必要です。）



② 窓、網戸、ベランダの手すり等に劣化がないかを定期的に点検しましょう。

□ 網戸が外れやすくなっていたり、網が剥がれそうになっていたりしませんか？（1歳の体重でも網戸に寄りかかると、外れて転落することがあります。）

③ 窓を閉めていても、子どもが勝手に窓を開けないよう、窓や網戸には、子どもの手の届かない位置に補助錠を付けましょう。換気をする際も同様です。

□ 子どもたちがかくれんぼを始めました。部屋の窓やベランダの鍵は掛かっていますか？（追いかけてこして、窓から転落するかもしれません。カーテンで、窓が開いていることが分からず、そのまま転落することもあります。）

(2) 子どもの見守り・子どもの教育

① 子どもだけを家に残して外出しないようにしましょう。

□「ちょっとそこまで」という気持ちで家族のお迎えに、寝ている子どもを家に残していませんか？（子どもが目を覚まして、窓等の鍵を開け、ベランダから外の様子をのぞき込むかもしれません。）

② 窓を開けた部屋やベランダでは子どもだけで遊ばせないようにしましょう。

□子どもは、外から聞こえてくる電車の音、家族や友達の声、犬の泣き声、自動車が駐車する音に反応して走り出し、手すりなどをよじ登って転落することがあります。

また、窓やベランダから家族などの見送りをするために、手すりによじ登り、下をのぞき込んだりして転落してしまうこともあります。

□ベランダが子どもの楽しい遊び場になっていませんか？（子どもがベランダで遊んでいる時に多く転落事故が発生しています。）

③ 窓枠や出窓に座って遊んだり、窓や網戸に寄りかかったりさせないようにしましょう。

□兄弟姉妹で遊ぶときに幼児を出窓に座らせて転落してしまった事例もあります。また、窓枠や出窓で遊んでいて、網戸が外れて転落する事例は幼児に限らず、7歳以上の児童でも発生しています。



提供：（一社）日本サッシ協会

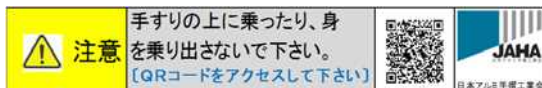
3. 事故防止のための安全配慮に関する取組

事業者団体では、窓やベランダからの子どもの転落事故の防止に向け、様々な取組を実施しています。

(1) 手すりレールへの注意喚起シールの貼付

- ・手すりのレールに注意喚起シールを貼付し、QRコードから手すりの使用手引きが閲覧できるシステム【日本アルミ手摺工業会】

QRコードから手すりの使用手引きの閲覧が可能なシール



QRコード読み取り、閲覧

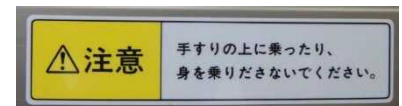
<http://www.apajapan.org/tesuri/tebiki.pdf>

墜落防止手すりユニット
(ご使用の手引き)



- ・手すりのレールに、注意喚起シールを貼付し、乗り越え防止を呼び掛け【一般社団法人建築改装協会】

手すりの乗り越え防止
を呼び掛けるシール



(2) 手すりや網戸、窓サッシの劣化状況等を点検するチェックリストの提供

手すりやその部品等のがたつき、腐食などの劣化状況、動作の不具合や異常の有無をチェックできるよう、点検事項をまとめたチェックリストを作成し、提供しています。

- ・自分で点検！ハンドブック【一般社団法人リビングアメニティ協会】

<https://tenken1010.org/lets-check/handbook/>

- ・住宅部品の自主点検表【一般社団法人リビングアメニティ協会】

<https://tenken1010.org/lets-check/check-list/>

- ・金属製住宅手すりの点検表【一般社団法人日本エクステリア工業会】

http://www.j-exterior-ia.jp/5/data/data_160916-2.pdf

(3) 手すりの定期点検を勧めるパンフレットの作成

- ・アルミ手すり定期的な点検のおすすめ

【一般社団法人リビングアメニティ協会、日本アルミ手摺工業会、一般社団法人建築改装協会、一般財団法人ベターリビングの4団体による共同作成】

<http://www.apajapan.org/tesuri/osusume20150825.pdf>

<参考>

国土技術政策総合研究所「建物事故予防ナレッジベース」

日常生活において建物内やその周辺で起こる、転倒や転落などの事故を予防するために、実際に起きた事故事例や対策を集めたものです。

<https://www.tatemonojikoyobo.nilim.go.jp/>



東京都商品等安全対策協議会「子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策」（平成30年2月15日公表）

東京都商品等安全対策協議会では、平成29年度に「子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策」について、アンケート調査や検証実験を実施するなど協議を行い、報告書をまとめました。

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anken/kyougikai/h29/29-04_report.html

「子どもを事故から守る！事故防止ポータル」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/

「消費者庁 子どもを事故から守る！公式ツイッター」

https://twitter.com/caa_kodomo



「子ども安全メール from 消費者庁」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/attention/



<本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課

TEL : 03 (3507) 9200 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

URL : <https://www.caa.go.jp/>